

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	児童扶養手当関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡県は、児童扶養手当関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡県知事

公表日

令和8年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給
②事務の概要	<p>父母の離婚、父(母)の死亡等によって、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当法に基づき、当該児童について手当を支給している。</p> <p>特定個人情報を取り扱う事務としては、手当の新規申請等の際の情報照会、特定個人情報ファイルの管理、情報提供依頼があった際の情報提供等がある。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ●児童扶養手当標準準拠システム ●団体内統合宛名システム ●中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第56の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表56の項に基づく主務省令第29条各号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号の別表第56の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表56の項に基づく主務省令第29条各号 ●公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 <p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、42、81、89、90、125、141、155、161の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉こども政策部こども未来課
②所属長の役職名	福祉こども政策部こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<ul style="list-style-type: none"> ●福岡県総務部法務・県民情報課情報公関係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3104
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ●福岡県福祉こども政策部こども未来課児童扶養手当係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3259
⑨規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]
いつ時点の計数か	令和6年12月31日 時点
<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和6年12月31日 時点
<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]
<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用	
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]
<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]
<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

	判断の根拠	<ul style="list-style-type: none">・特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚等に保管することを徹底している。・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類が混入していないか、確認を行っている（保存時に特定個人情報が記録された書類は分けて保存している。）。・特定個人情報が記録された書類を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存している。
--	-------	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	I 関連情報/4. 情報提供ネットワークシステムによる情	●番号法第19条第7号 (情報照会)	(情報照会) ●行政手続における特定の個人を識別するた	事前	
平成28年12月27日	II しきい値判断項目/1. 対象人数/いつ時点の係数か	平成27年6月5日 時点	平成28年11月30日 時点	事後	
平成28年12月27日	II しきい値判断項目/2. 取扱者数/いつ時点の係数か	平成26年6月5日 時点	平成28年11月30日 時点	事後	
平成30年1月17日	I 関連情報/4. 情報提供ネットワークシステムによる情	(情報照会) ●行政手続における特定の個人を識別するた	(情報照会) ●行政手続における特定の個人を識別するた	事後	
平成30年1月17日	I 関連情報/5. 評価実施機関における担当部署/②所	福祉労働部児童家庭課長 野口 眞	福祉労働部児童家庭課長 勝永 敏也	事後	
平成30年1月17日	II しきい値判断項目/1. 対象人数/いつ時点の係数か	平成28年11月30日 時点	平成29年12月22日 時点	事後	
平成30年1月17日	II しきい値判断項目/2. 取扱者数/いつ時点の係数か	平成28年11月30日 時点	平成29年12月22日 時点	事後	
平成31年3月26日	I 関連情報/5. 評価実施機関における担当部署/②所	福祉労働部児童家庭課長 勝永 敏也	福祉労働部児童家庭課長	事後	新様式への変更
平成31年3月26日	II しきい値判断項目/1. 対象人数/いつ時点の係数か	平成29年12月22日 時点	平成31年1月31日 時点	事後	
平成31年3月26日	II しきい値判断項目/2. 取扱者数/いつ時点の係数か	平成29年12月22日 時点	平成31年1月31日 時点	事後	
平成31年3月26日	IVリスク対策			事後	新様式への変更
令和2年2月14日	I 関連情報/4. 情報提供ネットワークシステムによる情	(情報照会) ●行政手続における特定の個人を識別するた	(情報照会) ●行政手続における特定の個人を識別するた	事後	
令和2年2月14日	II しきい値判断項目/1. 対象人数/いつ時点の係数か	平成31年1月31日 時点	令和2年1月31日 時点	事後	
令和2年2月14日	II しきい値判断項目/2. 取扱者数/いつ時点の係数か	平成31年1月31日 時点	令和2年1月31日 時点	事後	
令和3年3月8日	I 関連情報/4. 情報提供ネットワークシステムによる情	(情報照会) ●行政手続における特定の個人を識別するた	(情報照会) ●行政手続における特定の個人を識別するた	事後	
令和4年3月15日	I 関連情報/4. 情報提供ネットワークシステムによる情	(情報照会) ●行政手続における特定の個人を識別するた	(情報照会) ●行政手続における特定の個人を識別するた	事後	
令和4年3月15日	II しきい値判断項目/1. 対象人数/いつ時点の係数か	令和2年1月31日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	
令和4年3月15日	II しきい値判断項目/2. 取扱者数/いつ時点の係数か	令和2年1月31日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	
令和5年3月15日	I 関連情報/4. 情報提供ネットワークシステムによる情	(情報照会) ●行政手続における特定の個人を識別するた	(情報照会) ●行政手続における特定の個人を識別するた	事後	
令和5年3月15日	II しきい値判断項目/1. 対象人数/いつ時点の係数か	令和3年1月31日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	
令和5年3月15日	II しきい値判断項目/2. 取扱者数/いつ時点の係数か	令和3年1月31日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	
令和7年3月17日	I 関連情報/1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務/③	父母の離婚、父(母)の死亡等によって、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される。	父母の離婚、父(母)の死亡等によって、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成され	事後	
令和7年3月17日	I 関連情報/3. 個人番号の利用/②法令上の根拠	●番号法別表第一の第37の項 ●行政手続における特定の個人を識別するた	●番号法別表第56の項 ●番号法別表56の項に基づき主務省令第29	事後	
令和7年3月17日	I 関連情報/4. 情報提供ネットワークシステムによる情	(情報照会) ●行政手続における特定の個人を識別するた	(情報照会) ●行政手続における特定の個人を識別するた	事後	
令和7年3月17日	I 関連情報/5. 評価実施機関における担当部署/①部	①福祉労働部児童家庭課 ②福祉労働部児童家庭課長	①福祉労働部こども未来課 ②福祉労働部こども未来課長	事後	
令和7年3月17日	I 関連情報/8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	●福岡県福祉労働部児童家庭課児童扶養手当係	●福岡県福祉労働部こども未来課児童扶養手当係	事後	
令和7年3月17日	II しきい値判断項目/1. 対象人数/いつ時点の係数か	令和4年1月31日 時点	令和6年12月31日 時点	事後	
令和7年3月17日	II しきい値判断項目/2. 取扱者数/いつ時点の係数か	令和4年1月31日 時点	令和6年12月31日 時点	事後	
令和7年3月17日	IVリスク対策			事後	新様式への変更
令和8年4月1日	I 関連情報/1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務/③システムの名称	●(特別)児童扶養手当システム ●団体内統合宛名システム ●中間サーバー	●児童扶養手当標準準拠システム ●団体内統合宛名システム ●中間サーバー	事後	
令和8年4月1日	I 関連情報/5. 評価実施機関における担当部署/①部署	福祉労働部こども未来課	福祉こども政策部こども未来課	事後	
令和8年4月1日	I 関連情報/5. 評価実施機関における担当部署/②所属長の役職名	福祉労働部こども未来課長	福祉こども政策部こども未来課長	事後	
令和8年4月1日	I 関連情報/7. 特定個人情報情報の開示・訂正・利用停止請求/請求先	●福岡県総務部県民情報広報課情報公開係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3104	●福岡県総務部法務・県民情報課情報公開係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3104	事後	
令和8年4月1日	I 関連情報/8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ/連絡先	●福岡県福祉労働部こども未来課児童扶養手当係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3259	●福岡県福祉こども政策部こども未来課児童扶養手当係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3259	事後	